

第232回むつ市議会定例会報告（6月9日（金）～6月30日（金））

1. 一般質問 6月19日（月）～6月21日（水）

教育委員会関係

①質問者 10番 東 健 而 議員

質問事項：当市全体の収蔵品の維持管理運営について

- （1）市歴史民俗資料館建設を目指すとした市と教育委員会のご見解について
- （2）データベース化事業について
- （3）資料の調査研究を希求する教育委員会の意向について
- （4）市民からの寄贈品の保管状況について
- （5）合併後の町村部の収蔵品の集約と保管、管理の現況について
- （6）文化財審議委員の知識と知見の活用について
- （7）収蔵品を子供たちの情操教育に利活用することに
- （8）蠣崎城の発掘調査写真や報告書などの利活用について

②質問者 20番 村 中 徹 也 議員

質問事項：県立高校再編について

- （1）地区懇談会が紛糾する現状に「何か」を禁じ得ないのは私だけか

質問事項：二枚橋小学校について

- （1）本年9月30日予定の創立100周年記念行事への関与について
- （2）組織として毅然とした揺るぎないステートメントを求める

③質問者 4番 工 藤 祥 子 議員

質問事項：県立高校再編について

- （1）地区懇談会での意見について
 - （2）大湊高校川内校舎の募集停止案と「教育の機会均等」について
- ※ 通告では、教育委員会委員長の答弁が求められていたが、実際には全て市長部局（企画部）が答弁している。**

質問事項：歴史・文化遺産について

- （2）恐山菩提寺参道の常夜灯群について

2. 議案審議 6月22日（木）

教育委員会関係

・平成29年度むつ市一般会計補正予算

質疑

①第10款教育費寄附を頂いた図書は、全小学校に配置されたのか？

寄附を頂いた思いは、子供達に伝わっているのか？

→ 市内小学校の学校図書購入資金として、50万円の御寄付いただいたことから、小学校全13校に均等配分し、各学校が選定した図書を購入していただいています。

各小学校では、購入した図書を1つのコーナーにまとめて展示したり、学校通信で紹介をするなどし、寄附により新しい本が増えたことを学校内にお知らせしていると伺っています。

また、図書委員などから御礼の手紙をお送りし、感謝の気持ちを伝えている学校もあり、その思いは子供たちにしっかり伝わっているものと認識しています。

→ 6月22日、原案可決

【一般質問 答弁概要】

質問者 10番 東 健 而 議員

質問の要旨 (1) 市歴史民俗資料館建設を目指すとした市と教育委員会のご見解について

質問の要点 ① 市歴史民俗資料館建設を目指していたが、どうなったのか

質問の要旨 (2) データベース化事業について

質問の要点 ① データベース化事業をどのように活用しているのか

質問の要旨 (3) 資料の調査研究を希求する教育委員会の意向について

質問の要点 ① 学芸員はどのような調査研究をしているのか

質問の要旨 (4) 市民からの寄贈品の保管状況について

質問の要点 ① 寄贈されたものの保管状況はどうなっているのか

質問の要旨 (5) 合併後の町村部の収蔵品の集約と保管、管理の現況について

質問の要点 ① 旧町村部の文化財の位置づけをどのようにしていくのか

質問の要旨 (6) 文化財審議委員の知識と知見の活用について

質問の要点 ① 文化財保護審議会委員を活用してはどうか

質問の要旨 (7) 収蔵品を子供たちの情操教育に利活用することに

質問の要点 ① 教科書からだけではなく、郷土のものに触れることで先人達の生活と知恵を学ぶ機会を与えることはできないか

文化財を通して市内小中学校のスペースを活用した地域コミュニティにつなげることはできないか

質問の要旨 (8) 蠣崎城の発掘調査写真や報告書などの利活用について

質問の要点 ① 今までの調査報告を利活用しないのか

【答弁概略】

市の歴史や文化に触れ、郷土の発展のためにつくした先人の功績を学び、長きに渡り受け継がれてきた貴重な文化財や歴史的資料を後世に引き継ぐためにも、歴史民俗資料館等の常設展示場の必要性は十分認識しているところです。

これまで、市役所本庁舎の開放エリアを活用した文化財展示場の建設を進めてきましたが、財源が縮小する中で、再度検討を要することとなりました。

しかしながら、今年3月に策定した「むつ市総合経営計画」においても、文化財を保存・活用し地域活性化につなげる核となる施設として、歴史民俗資料館の設置を検討するとしていることから、教育委員会といたしましては、引き続き建設を目指して市関係部局と協議していきます。

データベース化事業につきましては、平成22年度と平成23年度において、約1万2,400点の民俗資料を分類し、資料名、サイズ、材質、写真等についてデータベースを作成し、収蔵品を保存・管理するための基礎資料として活用しています。

分類後の収蔵品につきましては、むつ地区、川内地区の文化財収蔵庫及び大畑公民館のほか、一部は廃校を利用して保管しています。

文化財収蔵庫は、事前の申込みにより見学することができますが、このほか市民の皆様に見学していただく機会として、北の防人大湊 式番館や安渡館の企画展において、民俗資料や写真パネルの展示を行っていますし、川内公民館まつりでは、毎年、テーマに合わせた資料の展示を行っています。今後も、市民の皆様へ、むつ市の歴史・文化に触れていただけるよう、データベースの写真を含め、積極的に収蔵品の活用を図っていきます。

文化財や歴史資料等の調査研究、市民への学習機会の提供等を目的とした施設の建設を目指し、その準備として学芸員等の専門職員の配置を要望し、現在、教育委員会には学芸員が1名配置されていますが、学芸員としての本来の業務だけではなく、一般職員と同様の事務・事業にも従事していることから、特定のテーマについての調査研究に取り組めるような環境となっていないのが実情です。

主な業務といたしましては、国指定重要文化財である二枚橋2遺跡出土品の保存修理事業、旧大湊水源地水道施設保存修理事業を担当していますほか、埋蔵文化財包蔵地における試掘・確認調査の実施及び当該報告書の作成や、市民大学等の各種講座における講師を務めるなど、専門的見識を持って文化財保護及び活用の推進に当たっています。

平成23年度に、市民の皆様からの寄贈品を含む、民俗資料の分類とデータベース化が終了しており、その後の寄贈品につきましても、随時、台帳を作成して管理しています。

保管状況につきましては、保管施設の老朽化や分散化等により、目の行き届かない所もありますが、定期的な清掃のほか、鳥のはく製や古文書については、必要に応じて燻蒸による殺虫等の処置を行うなど、収蔵品の保管に努めているところです。

文化財の保存・活用につきましては、市内全域を対象として取り組んでおり、平成23年度までに作成した民俗資料のデータベースには、旧町村地区の資料についても網羅されています。

また、文化財保護に係る人員配置につきましては、教育委員会事務局で一元的に対応しており、旧町村地区の文化財の位置づけにつきましても、旧むつ地区、旧町村地区といった区分ではなく、市全体として捉えるべきと考えています。

文化財保護法第190条第1項の規定に基づき、むつ市文化財保護条例を定め、むつ市文化財保護審議会を設置しています。

当審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に意見等を申し述べることができる機関であり、委員の皆様には、これまでも市の文化財保護行政に御尽力いただいていたところです。

当審議会の委員は、歴史や自然、民俗等の学識経験者の方々に委嘱しており、任期は2年で、平成17年に市町村合併した際、委員の定数を10名から15名に増員しています。また、特別の事項を審議する必要があると認めるときは、定数を超えて臨時に委員を置くことができると規定していることから、必要に応じて対応していきます。

市内の小中学校における収蔵品としては、野鳥のはく製や、木製の彫刻のほか、学校建設当時の写真などがあり、多目的ホールや玄関ホールなどに展示され、児童生徒をはじめ保護者の皆様にも地域の宝としてご覧いただいています。

また、児童生徒が文化財を直接目で見て、手で触り、郷土の歴史と文化に対する理解を深めていただくため、文化財収蔵庫では、授業や遠足としての見学を受け入れているほか、学校に民具等を持参して出前講座も実施し、学校教育に役立てていただいています。

なお、交流スペースの利用につきましては、例えば今年度、建設予定の関根中学校においては、昨年11月に策定した「むつ市教育大綱」の基軸として掲げている「地域とともにある学校」の実現にも重要な役割を果たしてくれるものと考えており、交流スペース活用ワークショップを開催したところです。

このワークショップでは、参加してくださった地域の皆様、児童生徒、先生方から、ミニコンサートやバーベキュー大会の開催のほか、地域行事として、能舞や踊りの発表会をしたいとの意見も出されており、それらを基に、交流スペースを活用していただくことを期待しているところです。

蠣崎城遺跡につきましては、平成16年度と平成17年度において、発掘調査が行われていますほか、旧川内町での縄張り調査を含めると、4年度にわたる学術調査が行われています。この調査ごとに報告書がまとめられており、このうち平成17年度むつ市文化財調査報告第34集につきましては、市の図書館で貸出ししておりますし、各公民館図書室等で閲覧もできます。

また現在、市内に確認されているものだけで、183箇所の遺跡が点在しています。そのうち、何らかの形で発掘調査が行われた遺跡は、56箇所となっていることから、蠣崎城の発掘調査を利活用することにつきましては、他の発掘調査箇所を含めた、文化財保護行政の取組の中で研究していきます。

収蔵品を川内庁舎の空きスペースへの移転することについては、例えば、国指定の重要文化財を展示する場合には、建物が耐火耐震構造であることや、展示ケースの温度や湿度、照明等についての条件があります。

【再質問】

① 収蔵品を川内庁舎の空きスペースへ移転することについて

→答弁

例えば、国指定の重要文化財を展示する場合には、建物が耐火耐震構造であることや、展示ケースの温度や湿度、照明等についての条件があります。

また、重要文化財に限らず貴重な資料を展示する場合は、盗難や劣化を防ぐための展示ケースの設置や、警備体制なども必要となります。

そのため、既存施設を利用した文化財の保管・展示については、慎重に検討していきたいと考えています。

質 問 者 20番 村 中 徹 也 議員

質問の要旨 (1) 地区懇談会が紛糾する現状に「何か」を禁じ得ないのは私だけか

質問の要点 ① 教育長には、個別案件ではなく、全体を俯瞰した場合、この「懇談会」について「何か」禁じ得ないものはありませんか

質問の要旨 (1) 本年9月30日予定の創立100周年記念行事への関与について

質問の要点 ① 学校関係者の要望はもちろん、できる限りの支援をすべきと考えるが…

質問の要旨 (2) 組織として毅然とした揺るぎないステートメントを求める

質問の要点 ① 二枚橋小学校の現状をどのようにとらえているのか
② 教育委員会として、毅然とした揺るぎないステートメントを求める

【答弁概略】

私は、平成26年に県教育長から「青森県立高等学校将来構想について」の諮問を受けた、「青森県立将来構想検討会議」の専門委員及び、「下北地区部会」の委員として委嘱され、答申づくりに関わってきました。

さらには、答申を受けた県教育委員会が策定した、「青森県立高等学校教育改革推進計画」及び「第1期実施計画案」に関する下北地区意見交換会委員として意見を述べてきました。

このように、計画案に関わってきた立場から、それぞれの地区懇談会において、様々な反応についての私の意見を述べるのは、差し控えさせていただきます。

市内各学校では、その^{ふしめふしめ}節目節目において記念行事を実施されていますが、その実施にあたっては、主にPTAが主体となり組織する実行委員会により、計画・実施がなされています。二枚橋小学校におかれても、PTAが主体となり、町内会長、学校評議員、過去3代のPTA会長、地区の各種団体長に学校長も加わり実行委員会を組織されたと伺っています。

また、記念行事の内容につきましても、記念式典のみを開催する学校、式典並びに祝賀会を開催する学校、記念誌のみを発行する学校、記念講演等を実施する学校など、それぞれ特色をもって記念行事を実施されており、二枚橋小学校におかれては、記念式典、祝賀会の開催のほか、記念誌の発行を予定していると伺っています。

教育委員会といたしましては、これまでも各学校が思い描く記念行事が実現できるよう、協力をしてきたところではありますが、二枚橋小学校100周年記念行事につきましても、学校、そして地域の思いが実現できるよう、協力していきたいと考えています。

二枚橋小学校は、平成29年5月1日現在で、3年生を除く各学年に1名ずつの児童が在籍しており、全児童数は5名という状況にあります。

学級数は1年生が1名の単式学級で、2、4年生、5、6年生が複式学級となっており、この5名の児童を、校長、教頭含め、5名の教員で指導している状況にあり、少人数の特性を生かした個に応じた学習指導の充実や、地域の人々と積極的に交流するなど、地域の教育力を活用した学習などに力を入れています。

また、二枚橋地区では、多くの住民の皆様が任意でPTA賛助会員となっていると伺っており、学校の教育活動に非常に協力的な地域でもあります。

一方、平成27年1月に、文部科学省から示された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」によりますと、二枚橋小学校は、統合について速やかに検討が必要な目安となる複式学級等の存在する学校となります。

そのため、教育委員会では、子供たちの学習環境を整えることが第一義であるとの考えから、学力向上や社会性の育成を図る上では、一定の規模の児童・生徒数などが必要であると考え、二枚橋小学校を含めた大畑地区の小学校については、大畑小学校への統廃合が望ましいものと考えています。

しかしながら、学校の統廃合については、行政が一方向的に進めるものではなく、関係者皆様の一定の理解と協力を得ながら、進めていくべきものと考えており、このことは、文部科学省の手引きの中でも示されていることから、昨年度と今年度、保護者説明会を開催いたしました。保護者の理解が得られていない状況にあります。

今後は、保護者からの意見をもとに、児童アンケート調査と地域住民の皆様への説明会を、今年度中に行うこととしていますが、教育委員会といたしましては、保護者や地域住民の皆様から理解が得られるよう、丁寧に取り組んでいるところです。

質 問 者 **4 番 工 藤 祥 子 議 員**

質問の要旨 (2) 恐山菩提寺参道の常夜灯群について

質問の要点 ① 文化財に指定できないものか

【答弁概略】

我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、長きに渡り受け継がれてきた文化財の中で、歴史上・芸術上価値の高いもの、または学術上貴重な文化財について保存・活用を図るため、国は文化財保護法に基づき重要文化財等として指定しています。

恐山の参道に並んでいる常夜灯は、海運にゆかりのある商人から寄進されたものと言われており、この地が、下北ジオパークのテーマである「海と生きる「まさかり」の大地」であることを感じさせてくれるものです。

教育委員会は、市内に残されている文化財のうち重要なものを保存・活用するため、むつ市文化財保護条例に基づき、文化財保護審議会に諮り意見を聞いた上で、市文化財として指定しています。

市文化財については、その現状を変更する際に教育委員会の承認を受けなければならない等の制限があるため、指定に当たっては、あらかじめ所有者の同意を得ることとなっていますことから、慎重な対応が必要と考えております。